



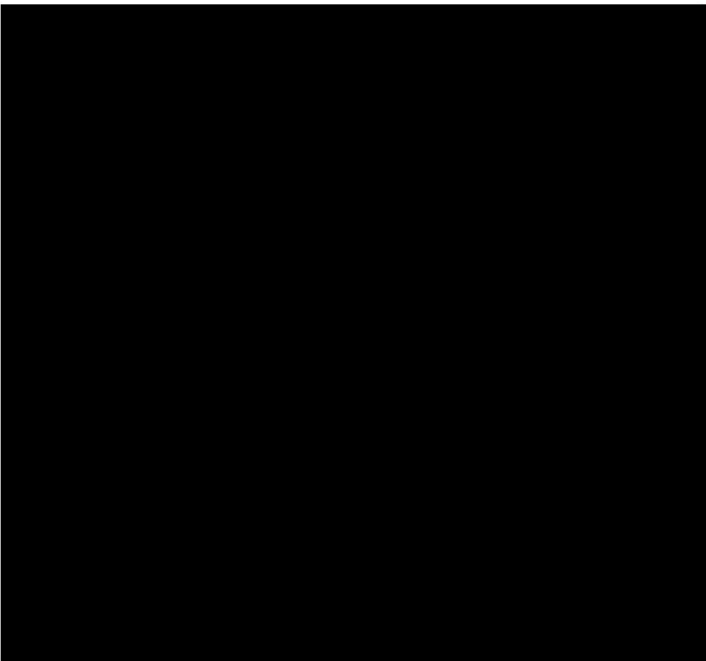
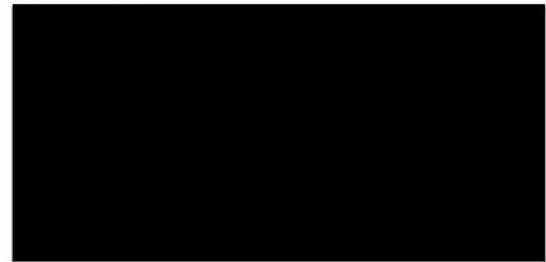
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人たかまつ調岐てらす財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事・大美光代

分類

新規団体

法人番号

470005006530

団体コード

申請団体の住所

香川県高松市番町一丁目5番1号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
公益財団法人たかまつ調岐てらす財団	大美光代	幹事団体
公益財団法人えひめ西条つながり基金	今井博志	非幹事団体
公益財団法人HATA	竹村優香	非幹事団体
公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク	久積育郎	非幹事団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを運営する。
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	それぞれが抱える生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない、四国地域総働による社会的包摂モデルづくり		
	事業名（副）			
	団体名	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1		①草の根活動支援事業		
事業の種類2		①~2地域ブロック		
事業の種類3		四国ブロック（徳島、香川、愛媛、高知）		
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	・四国4県（香川・徳島・高知・愛媛）で、困窮や社会的孤立に直面する子ども・若者・ひとり親世帯への支援を行うNPO／地域団体を資金・非資金双方で伴走支援。 ・生活基盤（食・住）、学習、就労・キャリア形成を一体的に支える包括的プログラムを設計し、実行団体が提供するサービスの厚みと持続性を高める。
4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	四国は本州と比べ多様な教育リソースが希薄であり、学びと体験の選択肢が限定されている。そこで、本事業は実行団体による新規性・独自性のある事業によってその格差を縮めていく。特に家庭環境やジェンダーに起因する制約を受けやすい層に対し、学びの機会を権利として保障し、キャリア形成における地域格差を縮減する。

10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	住民の多様な背景を前提に、対話と共同意思決定を核とする、包摂型コミュニティを実装する。支援プロセスそのものを共創の場と捉え、当事者が役割を担うことで社会関与のハードルを下げると同時に、地域内の無形資源を可視化・再分配し、不平等をシステムからは正する。
11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	都市と農村は「互恵的なサステナビリティ」で結ばれているが、その相互の関係性は可視化されにくく、意識の空洞化が進むことで脆弱性が高まっている。本事業は、生活・学習・就労などで「つまづき」を抱える当事者を支援する個別プロジェクトを都市／農村双方から重層的に組み合わせることで、互いの資源循環と共生価値を再認識させ、レジリエントな四国へと再構築する。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	四国4コミュニティ財団が結節点となり、域内外の企業・行政・学術機関・市民社会を束ねる“協働プラットフォーム”を構築。共有ビジョンと分散実装を両立させるガバナンスを整え、外部資源を呼び込みながら、各主体の資金・技術・知見を組み合わせることで相乗効果を最大化し、成果の波及を加速する。また実行団体卒業生のコミュニティを創出し、育ちあいの文化も醸成する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
「四国総働づくりコンソーシアム4's」は、四国4県の市民コミュニティ財団が四国内のNPO団体等の地域課題解決力や組織力を高めるために必要なノウハウを共有し、それぞれの地域のNPOを強くすることを通じて既存制度から漏れる課題当事者を支える公益活動を後押しし、ローカルであっても持続可能で誰もが幸せを実感できる市民社会の創出を目指す。また、平時から災害等の有事に備えたや連携の基点としての機能を担う。	
(2)団体の概要・活動・業務	217/200字
構成団体：（公財）たかまつ讃岐てらす財団、（公財）えひめ西条つながり基金、（公財）HATA、（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク 中間支援機能の強化（休眠預金事業含む）：四国4県の公益活動へ資金支援・伴走支援を通じて人材育成や組織強化を行い、地域の公益活動に資金とノウハウを循環させる。 連携体制づくり：あらゆる災害を想定し、発災時の人・物・金の迅速な広域調整を可能にするため、定期交流会や4県合同研修で顔の見える連携体制を構築する。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	四国4県（愛媛、徳島、高知、香川）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	様々なライフステージで起こり得る社会的に孤立しやすい瞬間にある人（社会資源との関わりが希薄になったり、生きづらさを感じてしんどい人）をケア、サポートする団体 ①不登校・引きこもり・ニートの若者の自立支援を進める団体 ②アフターケアの若者の支援団体や社会的養護事業者 ③ひとり親・ヤングケアラーの支援団体 ④出産等の女性のライフステージに寄り添う団体 ⑤障がいや発達特性を持つ子ども・若者の支援団体					(人数)	約80団体（四国4県合計）	

最終受益者	①最終受益者：四国４県において生きづらさや孤立感を感じている、特に子ども・若者・女性 ②中間的受益者：上記の状況に直面する当事者を支える家族や保護者、教育・福祉・医療・地域の支援者等	(人数)	約9,000人（四国４県合計）
事業概要	事業は、四国４県における「様々なライフステージで起こり得る社会的に孤立しやすい瞬間にある人（社会資源との関わりが希薄になったり、生きづらさを感じてしんどい人）」を対象に、広域コンソーシアムで包括的支援体制の構築に取り組む事業である。 対象者の背景には、貧困、孤立、虐待、不登校、出産期など多様な困難が存在し、個々の事情に寄り添った個別支援と地域の理解促進を含む地域支援の両輪が求められている。そこで、本事業では、相談支援、居場所づくり、学習・生活支援、関係機関との連携強化などを総合的に実施し「生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない四国地域総働による社会的包摂モデルづくり」をめざす。 現在は各県・各団体が個別に行ってきた支援にとどまっている。今回の事業では、まずは各地域の課題感を共有し、各地域が持つ社会資源や実践の共有と可視化、支援モデルの体系化を進める。また、当事者の声を元に、活動の質・量の拡充と成果の最大化を図り、生きづらさを抱える当事者を取り巻く地域の支援力向上を含め、地域全体での包括的な支援基盤づくりを進める。 将来的には、地域の誰もが気軽に訪れ、必要な情報や支援そして人とのつながりを得られるような、地域の日常に溶け込んだ支援拠点の整備を四国４県で推進する。そのため事業終了後も、寄付等の民間資金を含めた財政基盤の強化や、持続可能な組織体制の構築も併せて支援する。		
599/600字			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
四国４県では人口減に伴う若年層流出が止まらず、2024年の15～29歳転出超過は約1万人、その6割を女性が占めた（総務省住基人口移動報告）。残る若者にも生きづらさが重くのしかかる。高知県の子どもの相対的貧困率は16.1％、ひとり親世帯の半数が年収200万円未満だ（高知県子どもの貧困対策計画）。本コンソーシアムの事前ヒアリングにおいて、香川県観音寺市の学習支援団体によると、ある中３男子は交通費を捻出できず塾通いを断念、希望校を諦めた結果、不登校気味になりアルバイトを転々としている。徳島県では鳴門市の22歳男性は通信制大学の学費が払えずネット動画に没頭し「戻る手がかりがない」と言う。こうした「一度のつまづき」が再挑戦の機会を奪う例は少なくない。 女性のキャリアも閉塞感が強い。四国の女性正規雇用率は全国平均より7ポイント低く、部長級女性比率は5.5％（内閣府男女共同参画局）。松山市の食品工場でパート勤務を続ける30代女性は、保育料の負担から正社員就職を断念し年収200万円台に停滞し、転職相談窓口も「都市部求人が主」で地元での挑戦が描けないという。瀬戸内の島嶼部では保育施設の実員不足が深刻で、キャリア形成以前に子育てと就労の両立自体が成り立たないケースも報告されている。 さらにコロナ禍で家計が急変し、母子世帯の1割で子どもの体重が減少したとの報道もある（東京新聞21年5月）。各自治体は学習、就労、女性活躍施策を点的に持つが、窓口分散と中山間地の移動コストが壁となり「知らない」「届かない」「知っても行けない」状態が続く。 孤立や生きづらさは、「今日の授業が分からなかった」「周りの人の一言が引っかかった」という一見些細なことから始まることが多いが、その小さな棘が抜けずにいたり、少しずつ増えてくると深刻な孤立状況に陥ってしまう。予防医学のように、深刻な状況になる前に地域で見守ることと、深刻な状況になっても「抜け出せる」と思えるように当事者に直接的に関わる活動や一歩前に踏み出した時の地域の理解等、多角的で多様な支援が必要だが、当事者との関係性づくりも含めた長期的な関わりができる人材や仕組みづくりが、地方ならではの様々なリソース不足もあり遅れている。結果的に「一度のつまづき」からの再挑戦の機会を見出せずにいる当事者が増え、地方で活躍できるはずの担い手を失うという悪循環を生んでいる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	190/200字
4県ともに支援窓口や相談窓口としてサポートステーション等各所整備はされているが、各県に1つずつ県庁所在地のみが多い。そのため、中山間や離島の当事者は、公共交通も乏しいため移動負担が大きく、窓口まで行くことをあきらめてしまったり、当事者まで既存の取り組みが隔々まで届かない現状がある。また、事業予算は横ばいもしくは削減される傾向にあり、人材の育成や、他主体との連携まで着手できない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
本コンソーシアムを構成する4財団のこれまでの助成総額は20,914,530円であり、助成先には子ども、若者、女性、ひとり親、ユース等の本事業の中核となるような主体も多くあり、共通して地域との対話の場を積極的に設け、運動性と市民性を持って寄付を原資に様々な助成事業を実施している。一方で助成1件あたりの規模が小さく、当事者を取り巻く地域の景色や仕組みを変えるようなインパクトのある事業には未着手である。	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
本コンソーシアムは、中山間地・島嶼部を含む四国全域を対象に、行政支援が届きづらい当事者へのアプローチを可能にするために、四国地域総働による社会的包摂モデルづくりをめざす。この仕組みが形骸化せずに機能するためには、様々な調整に労力を避ける人材の育成が重要である。休眠預金を活用させてもらうことで、予算化が難しいNPO人材を複数名育成し、四国の暮らしを持続可能な姿により近づけるための地域基盤を整える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
様々なライフステージで起こり得る社会的に孤立しやすい瞬間（社会資源との関わりが希薄になったり、生きづらさを感じてしんどい瞬間）に生まれる「つまづき」を未来に残さず、つまずいても何度でも挑戦でき、安心して暮らせる四国の実現。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
（当事者や地域の変化）社会的に孤立しやすい状況にある人が支援者と早期につながれるようになってきている。 早期につながることで、「つまづき」が深刻化する前にサポートすることができるようになる		各実行団体がつながっている当事者の人数		3人×実行団体数			当事者5人～30人×実行団体数 2029.2までに
（当事者や地域の変化）孤立しやすい状況にある人が、適切な社会資源と多角的につながるための仕組みがある地域になってきている 当事者が抱えるしんどさや生きづらさを解決する主体だけでなく、それ以外の周辺に存在する複数のコミュニティと繋がることで孤立のリスクを軽減する		各実行団体のステークホルダーマップの関係機関、連携先の数		1～2件			5～10×実行団体数 相互理解を促進するための定期的な意見交換や交流機会の担保 2029.2までに
（当事者以外の市民の変化）孤立しやすい状況を地域の人と共有し、誰もがその状況になる可能性があることを包摂できる地域になってきている 「つまづき」は誰のどんなライフステージでも起こることを市民と広く共有することで、地域全体の寛容性を高める		共感や理解が広がるように、当事者のエピソード等を踏まえて市民への情報発信や啓発が定期的かつ継続的にできている		なし			「つまづき」につながるケースとその後エピソードの共有が2～3×実行団体数 2029.2までに

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
（四国総働への活動）実行団体を中心としてその周辺に社会的に孤立しやすい人を支えるための四国総働体制ができ始めている		四国での連携（つながり）図の団体、組織数	12（資金分配団体4＋実行団体8）				連携先の図に四国総働づくりコンソーシアム＋5～10×実行団体のつながり図が描ける
（基盤強化の活動）実行団体の組織基盤の強化や事業の持続可能性が高まっている		実行団体の出口戦略が明確にあり、そのためのヒト、モノ、カネ、情報の状況	出口戦略なし				事業終了時に終了後2年間の事業計画、資金計画の見通しが立っている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
（当事者や地域の変化）実行団体が孤立しやすい状況にある人や、その状況の一手手前にある人にアウトリーチを実施する 深刻な孤立に陥る前の段階で、小さく手を伸ばせるような関係性を「待つ」のではなく「行く」ことで築く	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が孤立しやすい状況の人を積極的に関わり、孤立予防になるような打ち手を整理する（事業期間中の活動と、事業期間後の出口戦略としての活動をそれぞれ整理する）	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が当事者の声を丁寧に聞く（アドボカシー） 社会から孤立しがちな状況にある人の小さな声に丁寧に耳を傾けることで、「一人じゃない」というメッセージを伝えながら必要な打ち手を探る根拠とする	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が当事者の声を聞き続けることができる仕組みを作る 当事者の置かれる状況は、内外の要因により変化するため、点で切り取るのではなく線で理解し、面での打ち手を検討するため	2027.6～2029.2（実行団体の事業期間、主に後半期間）
（当事者や地域の変化）実行団体がロジックモデルを整理する 限られたローカルのリソースを効果的に生かすため、目指す姿と必要な活動を整理しながら取り組む	2026.4～2027.8（実行団体の事前評価、中間評価）
（当事者や地域の変化）実行団体が対象グループを取り巻く課題の構造化、図示に取り組む 自団体の活動の必要性を自ら認識し、周辺のステークホルダーの共感や理解を促すために一般化する	2027.6～2027.10（実行団体の中間評価）
（当事者や地域の変化）実行団体が対象グループへのヒアリングを実施し、孤立しやすい状況になっている原因を把握する 自団体がつながる当事者だけでなく、周辺組織や団体にも当事者の様子を聞くことで、「解決すべき課題の根っこは何か？」を整理することで、限られたローカルリソースを効果的に生かす	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が自団体の活動や存在が当事者に届くような発信をする、届ける工夫をする 当事者の目に留まり、「ひとりじゃない、SOSを出せる先がある」ことを伝えることで、当事者の微かな希望となり、当事者から繋がるきっかけがあることを伝える	2027.6～2029.2（実行団体の事業期間、主に後半期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が当事者へのヒアリング等をもとに変化のために必要な社会資源、連携先はどこかを知り、連携を始める 自団体のみが当事者の課題を解決できる唯一の存在ではないことを腑落し、形骸的な連携ではない真に当事者に必要な連携となるようにする	2027.6～2029.2（実行団体の事業期間、主に後半期間）

（当事者や地域の変化）実行団体が地域内の関連する機関へ訪問し、情報提供と先方の情報収集を定期的に実施する 身近な地域で顔の見える関係性を定期的に顔を合わせることで構築する	2027.6～2029.2（実行団体の事業期間、主に後半期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が地域内の複数の身近な社会資源との情報共有機会を設け、相互理解を推進する（みんなで仲良くなる） 実行団体を起点にそれぞれの主体との直線的な関係性だけでなく、それぞれが一堂に集まりそれぞれがつながり合いネットワークとして機能するためのきっかけをつくる	2027.6～2029.2（実行団体の事業期間、主に後半期間）
（当事者や地域の変化）実行団体が行政施策の確認、提言 公助の仕組みの中に、最低限の機能や役割が設けられるように推し進め、より広範囲で「つまづき」を抱える人が社会資源に繋がりが孤立しないような地域の仕組みにつなげる	2028.8～2029.2（実行団体の事後評価）
（当事者以外の市民の変化）実行団体が当事者の状況を市民の知ってもらうための対話の場づくりをする（フォーラム、ワークショップ等） 「つまづき」を持つ人が孤立しないためには、当事者だけでなく地域全体での理解や共感が重要であり、それが地域の包摂性に繋がる	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）（当事者以外の市民の変化）実行団体が自身の活動とは異なる分野の活動や企業、行政とのつながりをもつ 専門の支援者だけでは広がりに限られるため、支援の手を増やす視点においても、地域の包摂性を高めるためにも「身近な異業種」との連携のタネを見つける	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者以外の市民の変化）地元メディアとのつながりをつくる（プレスリリース等） 地元メディアの力は、見えづらい当事者の姿を知ってもらうきっかけにもなり、団体の信用力の向上にも繋がる。それが比較的無関心な市民にも情報が届くきっかけになる	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）当事者にエンパワメントできるような機会づくりをする 当事者が一方的に「支援を受ける」立場になるのではなく、やりがいや明日が来ることへの小さな希望が感じられるような場所や機会を作ることが、明日への活力に繋がる	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）当事者同士が安心して立ち寄りたり相談できたりする機会や場所を運営する 孤立しやすい状況にいる当事者が「一人ではない」「頼れる先がある」と実感できることで、深刻な孤立になってしまうことを未然に防ぐ	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）当事者が複数の居場所やコミュニティを行き来したり緩やかに関われるように、他団体との相互理解や協力関係を深める 単独の居場所やコミュニティに依存傾向が強くなると、そこで居づらくなると途端に深刻な孤立になることから、複数の居場所やコミュニティに関わったり所属したりすることで、深刻な孤立になることを防ぐ	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）
（当事者や地域の変化）（当事者以外の市民の変化）実行団体が、職員を雇用し人材育成に取り組む 休眠預金事業を活用して、人材を雇用し、事業期間中に団体の持続性や当事者への支援ができる人材を育成することで、事業機関終了後の団体の持続性につなげる	2026.4～2029.2（実行団体の事業期間）

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期
(四国総働への活動) (基盤強化の活動) 実行団体のロジックモデルの作成や地域課題の構造化の整理の支援をする	2026.4～2027.12 (実行団体の事業期間、主に事前評価、中間評価)
(四国総働への活動) キックオフと3回の評価研修、それ以外にも実行団体同士が顔の見える関係になる機会を作る	2026.4～2028.9 (実行団体の事業期間)
(四国総働への活動) 実行団体同士のピアレビューの機会づくり (ご自慢大会の開催)	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(四国総働への活動) 資金分配団体が2ヶ月に1回程度、実行団体の事業進捗状況を共有する	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(四国総働への活動) 資金分配団体のPOが他地域の実行団体への訪問を実施する (県域を超えた関係性の構築)	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(四国総働への活動) 実行団体に必要な連携先をリストアップし、関係性を築くための支援をする	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(基盤強化の活動) 事業の自己評価ができるように、実行団体向けの評価研修を実施する (事業期間中3回)	2026.5 ,2027.8 ,2028.8 (事前評価、中間評価、事後評価)
(基盤強化の活動) 月に1回の面談を実施し、必要な伴走支援を実施する	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(基盤強化の活動) 全国の事例に触れる機会づくりや、先行事例、類似事例の紹介をする	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(基盤強化の活動) 事務局 (バックオフィス) 人材向け意見交換会、交流会の開催	2027.6～2029.2 (実行団体の事業期間、主に後半期間) ☒
(基盤強化の活動) 経理、労務等のバックオフィス業務の自動化推奨	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(基盤強化の活動) 規程類整備を含むガバナンス整備、コンプライアンス強化のサポート	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(基盤強化の活動) 事業計画、資金調達についての研修実施	2026.4～2029.2 (実行団体の事業期間)
(基盤強化の活動) 事業指定基金等の寄付募集の機会提供	2027.6～2029.2 (実行団体の事業期間、主に後半期間) ☒
(基盤強化の活動) 非営利事業の人材確保や人材育成に関わる研修実施	2025.4～2026.12 (実行団体の事業期間、主に前半期間)

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	国民の預金を原資とした公益活動であることを事業期間を通じて広く発信することとする。具体的には、本コンソーシアム専用のWEBサイトやSNSを開設し、本事業の進捗を発信する。JANPIAのロゴマークの積極的な掲出や活用することを実行団体にも周知徹底する。また、プレスリリース等も積極的に発出し、地域のマスメディアとの連携も深め、各実行団体の活動について市民に理解の輪が広がるような働きかけを実施する。	198/200字
連携・対話戦略	四国4県の連携を深め、「四国地域総働による社会的包摂モデルづくり」を実現するため、事業初期から地域内の他セクターや企業、団体等の参画を促すため、連携先をリストアップし、積極的にアプローチし対話や双方の持つ情報を共有する。資金分配団体や実行団体が実施する研修やイベント、活動等の開催情報を連携先にも事前周知し、参加を促す。	160/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	本コンソーシアムは、将来的には、地域の誰もが気軽に立ち寄り、情報・支援・つながりを得られる地域の日常に溶け込んだ支援拠点の整備構想を四国4県で推進するため、事業終了後も「①連携基盤、②資金循環、③人材循環」の三層で持続性を確保する。①市民協働をフックに全域を結ぶ常設ネットワークを構築し、本コンソーシアムが他セクターとの連携の起点となる。将来的には大規模災害を想定し災害支援協定を締結することも視野に入れる。②財源面では、本事業で生まれた地域の変化を積極的に発信し、都市部に流出している遺贈が域内で循環することをめざす。また、防災・協働分野の連携や人材育成事業の行政委託も視野に入れる。③人材面では各県に連携担当者を置き、地域のNPO人材が行き来することでノウハウや情報の共有が実施できるようにする。また、地域企業等との協業も推進し、プロボノの参画も各地域で促し、新たな民間資金の呼び込みにも繋げる。	400/400字
実行団体	実行団体の自立を支えるため、①実行団体同士が学び合う対話会を定期的を実施し、地域の先例を巡る現地研修で視野を広げる支援を行う。事業終了後も共に支え合える少し離れた同業種として、事業期間中に顔の見える関係性を構築する。②実行団体の組織的継続性を高めるために助成後の中期計画の策定を支援し、次期リーダー育成にも着手する。③定款や規程を整え、理事会運営等を改善し、会計・労務等のバックオフィスのDXを推進し効率化する。④対価性の低い団体には月額寄付キャンペーン設計と行政委託取得を支援し、対価性の高い団体にはサービス設計合宿とリーン実証で収益源を強化する。⑤事業が地域にもたらすインパクトを数値と事例で可視化し、行政や企業と協定を結びやすくし、プロボノによる専門人材が適時参入できる仕組みを整える。	346/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	788/800字
本コンソーシアム構成団体は、各県で市民コミュニティ財団として活動している公益法人であり助成事業の実績がそれぞれにある。助成事業を通じて、各地の地域課題だけでなく課題にコミットするNPO団体の事業や事情についても把握している。4財団中3財団は設立3年以内の新設財団であるが、もう1財団は10年地域に根ざした助成を実施している。 【各財団の実績】 <たかまつ讃岐てらす財団>2023年9月に644名から約520万円の寄付を預かり設立。これまで事業指定基金を含む25団体に総額600万円程を助成。「次の世代に、可能性を」をメインメッセージに子ども、若者の体験や学びの機会を支える助成をしている。今年度は企業、個人からの冠基金の設置もあり、現在公募中である。 <えひめ西条つながり基金>2022年4月に設立以降、17団体190万円を助成している。テーマは市民からの声を起点に選出しており「こども」「農業」「ごみ」「障害と防災」「女性」など多岐にわたり、小さな挑戦を一步踏み出すことを支援している。高校生が活動を通じて得た収益で設立した冠基金や3月に発生した今治の山林火災の復興支援基金なども運用している。 <HATA>2024年初年度は高校生と地域事業者の商品開発・学校間の交流イベントの実施。地域みんなで休校舎を活用し文化祭を実施し、個人が平日子ども食堂を立ち上げ、NPOが新規事業の活動継続の基盤づくりに成功。助成金総額は330,900円。SNS広報も積極的に取り組む。 <徳島県勤労者福祉ネットワーク>「ほっとけん、なんとかでけんか、なんとかせな」の想いで2015年にハートフルゆめ基金とくしまを設置。約1,500件、総額約1,250万円を助成した。フードバンクとくしま創設期には、冠基金を設け100万円を助成。現在は認定NPO法人として四国四県の連携起点となる等自走している。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	785/800字
各地域の課題把握のため、複数の団体や当事者からのヒアリングを実施しておりコンソーシアム内で共有している。共有の結果、4県で抱える課題感は共通部分はあるものの、課題解決に向けた4財団の取り組みは、各県強みになる部分と弱い部分があり、コンソーシアムを起点として四国内で連携が進めば、公助への提言も含めリソースの循環と共有が生まれ、「つまづき」があっても再挑戦できる安心して暮らせる地域に近づくことができると見込んでいる。 【各財団の実績】 <たかまつ讃岐てらす財団>助成報告会を団体同士のピアレビューや市民との共有知を生み出す場として活用している。助成金が身近な市民からの寄付を原資にしていることから、顔の見える方からの応援が大きなエンパワメントになっており、「私たちの行動で地域は変えられる」との思いを持って事業を継続する団体が複数生まれている。 <えひめ西条つながり基金>西条市、日本政策金融公庫、(株)西条産業情報支援センター、NPO法人西条まちづくり応援団らとソーシャルビジネス支援を行う5者協定を締結し連携支援を行っている。他にも田滝地区の伝統行事の存続に向けた支援を行う中で、地域の方から空き家を譲り受けることとなり、そこを拠点化して多様な主体を巻き込み地域と協働を始めている。 <HATA>若者サポート団体や、幡多地域の高校の先生へ定期的にヒアリングを行う。代表理事は高知県庁こども計画策定部会へ中山間母代表とし参加。自主事業として小さな仕事づくり講座を実施し、起業支援窓口とし県と連携中。 <徳島県勤労者福祉ネットワーク>県内で8か所のファミリー・サポート・センターを運営。県域の子育て福祉政策には深く関与しており、2018年から民間NPOによる寄付を原資に2か所のファミリー・サポート・センターで利用料金補助を開始。その後、県下全域で行政施策へと広がっている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4～8団体（各県1～2団体）	
(2)実行団体のイメージ	地域格差や社会的な生きづらさを抱える子どもや若者、生活困窮者、女性など対象グループと既に何らかの関係性があり、地域の居場所提供や学び・生活支援、就労支援、コミュニティづくりなどを通じて相談支援や自立支援をしている団体。当事者の声をしっかりと聞き、「やりたいこと」だけでなく「必要なこと」を検討し、そのためには他分野の活動や他セクターとも連携することに前向きな団体。	182/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体あたりの助成額は上限2,000万円とし、実行団体の活動内容、事業計画の内容によって助成する。四国総働の社会的包摂モデルの中核として、当事者に一番近いところでアドボカシーができる人材育成費用や、他地域の現場訪問や自己研鑽の費用も必要分計上をすることを推奨する。また、助成金頼りの組織にならないよう、団体予算規模や自己資金調達計画も鑑み、事業実施に適正な規模の助成額を決定する。	192/200字
(4)案件発掘の工夫	四国4県の分配団体コンソーシアムがそれぞれ地域に根ざしたコミュニティ財団である強みを活かし、これまでの助成経験やNPOとのネットワークを活用する。また地域の社会課題を把握するため、NPO等の交流会や意見交換会やイベントを開催し、潜在的な支援ニーズを掘り起こす。さらに、地域の自治体や関連団体とも連携し、情報共有を行うことで、新たな案件の発見に努める。	175/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・コンソーシアムB（全部型）とし、実行団体の資金支援、非資金的支援は各県の原則資金分配団体が実施する。 ・マネジメント体制・・・幹事団体、各非幹事団体に休眠預金担当者を1名配置。（POと兼務の場合あり）幹事団体の担当者が全体管理責任者となり、JANPIAの窓口となる。 ・経理体制・・・幹事団体、各非幹事団体に1名配置。幹事団体はさらに1名配置。（簿記資格保有者） ・PO体制・・・各1名ずつ配置。（澤田みのり、 、竹村優香、 ） ・評価体制・・・一般社団法人全国コミュニティ財団協会の理事および会員財団に評価アドバイザーとして依頼					282/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	4	名	新規採用人数 (予定も含む)	名		
既存PO人数			4	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	コンソーシアム各団体で1名ずつの予定。各団体によって比率詳細は異なるが、全業務の4割～6割程度を本事業に充てる予定である。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	各資金分配団体が定める規程を遵守した運営を徹底する。また、事業期間を通じて資金分配団体同士で定期的な相互監査も実施し、運営に懸念点があった場合には速やかにJANPIAに事前に相談、報告する。					95/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025.10.1 ~ 2029.3.31	
資金分配団体	事業名	それぞれが抱える生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない、四国地域総働による社会的包摂モデルづくり	
	団体名	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団	

	助成金
事業費	188,224,300
実行団体への助成	160,000,000
管理的経費	28,224,300
プログラムオフィサー関連経費	28,894,800
評価関連経費	17,352,000
資金分配団体用	9,352,000
実行団体用	8,000,000
合計	234,471,100

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	4,767,600	55,861,100	63,806,600	63,789,000	188,224,300
実行団体への助成		48,000,000	56,000,000	56,000,000	160,000,000
－					
管理的経費	4,767,600	7,861,100	7,806,600	7,789,000	28,224,300

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	5,226,400	7,962,800	7,982,800	7,722,800	28,894,800
プログラム・オフィサー人件費等	3,750,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	18,750,000
その他経費	1,476,400	2,962,800	2,982,800	2,722,800	10,144,800

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	680,000	4,460,000	5,260,000	6,952,000	17,352,000
資金分配団体用	680,000	2,060,000	2,460,000	4,152,000	9,352,000
実行団体用		2,400,000	2,800,000	2,800,000	8,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	10,674,000	68,283,900	77,049,400	78,463,800	234,471,100

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			たかまつ讃岐てらす財団	
郵便番号			760-0017	
都道府県			香川県	
市区町村			高松市番町	
番地等			1丁目5-1 四番丁スクエア内	
電話番号			080-8191-7517	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://sanuki-tellus.jp	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/sanuki.tellus	
			https://www.facebook.com/sanuki.tellus	
設立年月日			2023/09/13	
法人格取得年月日			2023/09/13	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オオミテルヨ
	氏名	大美光代
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	13
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	5
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	
事務局体制の備考	理事/事務局長 澤田みのり

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	0
団体会員	
団体正会員〔団体数〕	
団体その他会員〔団体数〕	
個人会員・ボランティア数	0
個人会員	
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	
個人正会員〔人〕	
個人その他会員〔人〕	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	11
申請前年度の助成総額〔円〕	5,154,230
助成した事業の実績内容	多様な市民からのご寄付を原資に2024年度「子ども若者の体験や学びの機会を支える助成」学校対象を実施。6件の教育現場に助成。 地域の団体が自ら寄付募集し、それを助成するプロジェクト指定基金助成を5件採択し、助成。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	HATA		
郵便番号	788-0001		
都道府県	高知県		
市区町村	宿毛市中央三丁目		
番地等	1番3号		
電話番号	0880-79-0622		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://hata-nachi.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/hata_nachi_23/	
		https://www.facebook.com/hatanachi23	
設立年月日	2024/04/11		
法人格取得年月日	2025/05/08		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タケムラユウカ
	氏名	竹村優香
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	12
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	79
ボランティア人数(前年度実績) [人]	79
個人正会員 [人]	3
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	4
申請前年度の助成総額 [円]	330900円
助成した事業の実績内容	A.学生チャレンジコース『【高校生発】HATAの魅力発信プロジェクト』大方高校みらい起業部（黒潮町） 助成額 50,000円 B.初めの一步コース『高齢者の一人暮らし世帯に代わり民家、墓地の清掃管理事業』NPOユニティ四万十（四万十市） 助成額 50,000円 B.初めの一步コース『つながりの第一歩～フリースクール設立に向けた仲間集め』個人（宿毛市）→ 任意団体 HOME空と風 平日子ども食堂開催助成額 49,600円 C. HATA!チャレンジコース 『「伝える」文化祭 KUROSHIO』伝える文化祭KUROSHIO実行委員会(黒潮町)休校校舎を活用した地域皆脱作る2日間のイベント開催 助成額 181,300円 助成額 181,300円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	HATA！設立に対し3年間の休眠預金の助成を実行団体として受けた。 採択事業名、はじまるよ！地域課題を「お金の地産地消」と「みんなで応援団」で解決していく、幡多（はた）のHATA（旗）プロジェクト！

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2021年度	通常枠	実行団体に採択	一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	はじまるよ！地域課題を「お金の地産地消」と「みんなで応援団」で解決していく、幡多（はた）のHATA（旗）プロジェクト！
1					
1					
1					
1					

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		えひめ西条つながり基金	
郵便番号		793-0030	
都道府県		愛媛県	
市区町村		西条市	
番地等		大町1663番地	
電話番号		0897-47-6943	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://escf.jp
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/commuzai.saijo
			https://www.instagram.com/ehime.saijo.tsunagari_kikin
			https://www.youtube.com/@TV-kp6mj
			https://www.tiktok.com/@saijo.tsunagarikikin
設立年月日		2022/04/08	
法人格取得年月日		2022/12/15	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イマイ ヒロシ
	氏名	今井 博志
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	16
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	0
団体会員 正会員〔団体数〕	0
団体会員 その他会員〔団体数〕	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	0
個人正会員〔人〕	0
個人その他会員〔人〕	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	2団体
申請前年度の助成総額〔円〕	20万円
助成した事業の実績内容	こども食堂への継続助成

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	内閣府 関係人口創出・拡大のための対流促進事業 「お祭り」をテーマに関係人口創出と地域課題解決を目指して、半年間のプログラムを実施。お祭りを題材にした基金の創設と継続中のプロジェクトが2件生まれた。

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク	
郵便番号			770-0942	
都道府県			徳島県	
市区町村			徳島市昭和町	
番地等			3丁目35-1	
電話番号			088-655-2940	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://toku-nw.com/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.yumekikin.net/	
			https://toku-sc.com/	
			https://fami-sapo.jp/	
			https://ponmaru.jp/	
設立年月日			1997/01/07	
法人格取得年月日			1997/1/7（2013/4/1公益法人化）	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヒサヅミ イクオ
	氏名	久積 育郎
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	37
理事・取締役数 [人]	19
評議員 [人]	15
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	107
常勤職員・従業員数 [人]	44
有給 [人]	44
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	63
有給 [人]	63
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	1,193
団体正会員 [団体数]	73
団体その他会員 [団体数]	1,120
個人会員・ボランティア数	32
ボランティア人数(前年度実績) [人]	30
個人正会員 [人]	2
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	6
申請前年度の助成総額 [円]	950,790
助成した事業の実績内容	事業支援プログラム助成(19団体)4,126,837円／新型コロナウイルス対策助成(12団体)1,900,000円／ハートフル社会貢献基金(21団体)3,582,000円／DV被害者サポート活動支援(2回)332,500円／ファミサポ利用支援子育て基金助成(200回)477,315円／中間的就労者支援基金(2回)89,600円 フードバンク・こども食堂育成支援基金(2回)1,000,000円／エシカル基金(阿波市ファミサポ) 助成(730件)778,900円／エシカル基金（美馬ファミサポ）助成(494件)247,400円 計1490件 12,534,552円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	それぞれが抱える生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない、四国地域総働による社会的包摂モデルづくり
団体名:	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第16条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第15条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第18条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第15条、第20条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第20条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第20条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	第2章	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等に関する規程	第4条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等に関する規程	第5条、第6条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条3項(6)
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	助成・褒賞選考委員会規程	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条、第8条、第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	入出金管理規程	第2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	入出金管理規程	第2条
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない、 四国地域総機による社会的包摂モデルづくり
団体名:	公益財団法人HATA
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了 記入完了 記入完了

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第17条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第18条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第18条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第18条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第16条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としなすこととします。		公募申請時に提出	定款	第19条 1 項、 2 項	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条 3 項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条 5 項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則	第 1 章第 2 条 2 項、3項	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	定款第35条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	理事会運営規則第 1 章第 2 条 3 項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	理事会運営規則第 5 条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	定款第34条 理事会運営規則第16条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	定款第38条 1 項 理事会運営規則第 8 条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	定款第40条 理事会運営規則第13条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	定款第38条 理事会運営規則第 8 条 1 項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第5条、6条及び(別表)	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	監事監査規程	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	定款 役員及び評議員の報酬等並びに費用 に関する規程	定款第14条、第29条 役員及び評議員の報酬並びに費 用に関する規程第 3 条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用 に関する規程	第 5 条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第9条（イ）
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条、10条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5条（イ）
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出	コンプライアンス規程	
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条（イ）
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反管理規程	第2条（3）、5条、6条、8～11条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程 理事会運営規則	利益相反管理規程第1条、2条、6条、7条、10条 理事会運営規則第8条、16条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第3条、第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出	コンプライアンス規程	
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	コンプライアンス規程	
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	コンプライアンス規程	
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2章第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3章第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4章第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5章第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第4条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、第7条、第11条（別表1）
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条（1）～（5）
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第3条、5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、22条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、10条、11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21、22条、23条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	それぞれが抱える生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない、四国地域総働による社会的包摂モデルづくり
団体名:	公益財団法人えひめ西条つながり基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	評議員会規則	第3条2項	
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会規則	第3条2-5項	
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会規則	第3条4項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会規則	第3条4項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会規則	第4条および第5条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会規則	第11条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会規則	第15条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			公募申請時に提出	評議員会規則	第10条5項、第12条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第25条4項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第25条5項	
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規則	第3条2項	
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規則	第4条および第5条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規則	第3条3項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規則	第5条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規則	第16条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	理事会規則	第9条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規則	第13条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	理事会規則	第9条・第8条5項
●理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事会規則	第20条1項	
●監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第27条1-2項	
●役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	第4条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	第6条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第1条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第30-33条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反の防止の為に自己申告規定	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条及び別紙
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	7条2項、第9条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部通報規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第6-7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2-3条、13条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第10条、13条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	情報公開規定	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	情報公開規定	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第13条、第16-19条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第20条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第8-10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第20-25条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第15-18条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第37-43条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	それぞれが抱える生きづらさや孤立からくる「つまづき」を未来に残さない、四国地域総働による社会的包摂モデルづくり
団体名:	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第20条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第21条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規程	第21号 第2条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第21条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第22条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第23条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第22条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第37条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第36条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第37条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第36条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第35条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第39条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第40条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第39条1項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第26条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第27条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	第4条	
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	第6条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第1条～第3条、第8条
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報管理規程	第1条～第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程 2025年度財団組織機構について	第4条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程 2025年度財団組織機構について	第4条 第2条 図表下段
(3)コンプライアンス違反事実 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 ハラスメント防止規程 就業規則	第7条 第13条～第16条 第37条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報制度運用規程 コンプライアンス規程 2025年度財団組織機構について	第2条 第5条 図表下段
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報制度運用規程 コンプライアンス規程	第9条 第5条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	2025年度財団組織機構について	図表
(2)職制		公募申請時に提出	定款	第45条
(3)職責		公募申請時に提出	2025年度財団組織機構について	図表①～⑤
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2条、第10条～第14条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条～第9条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	保存文書取り扱い要領	第4条～第8条
(3)保存期間		公募申請時に提出	保存文書取り扱い要領	別表1、別表2
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第6条、第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第2章第8条～第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程 仮払金運用規程	第4章18条～第24条 仮払金運用規程は全項目
(6)収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第3章第12条～第16条
(7)決算		公募申請時に提出	会計処理規程	第7章第38条～第40条